

第202000255015号

令和3年1月8日

公益社団法人鳥取県獣医師会長様

鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課長
(公印省略)

要指示医薬品における指示書の押印廃止について（依頼）

このことについて、令和2令和2年12月28日付け2消安第4319号で農林水産省消費・安全局長より「飼料等検査実施要領の制定について」等の一部改正について通知がありました。

本通知は、令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、押印を求める手続きの見直し等のため、各種通知の一部を改正するものです。

その中で、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律関係事務に係る技術的な助言について（平成12年3月31日付け12畜A第728号農林水産省畜産局長通知）の一部改正があり、要指示医薬品における獣医師が発行する指示書について、押印が廃止されました。

つきましては、別紙局長通知を御確認の上、指示書の押印廃止について貴会会員へ周知していただくようお願いします。

（担当）農林水産部農業振興戦略監畜産課 衛生防疫対策担当 樋口

電話0857-26-7287

改 正 後		改 正 前
第6 1 (略) 2 要指示医薬品	(1) (略) (2) 要指示医薬品の使用の適正を確保するため、貴管下獣医師に対し次の事項について指導をお願いする。 ア 獣医師が処方箋を交付し、又は指示する場合は、当該処方箋又は指示書(獣医師の指示のあつたこと及びその内容を明らかにした文書をいう。以下同じ。)に、次に掲げる事項を記載し、記名をするものとすること。 (ア) ~ (ク) (イ) ~ (キ) (3)・(4) (略) 3 (略)	第6 1 (略) 2 要指示医薬品 (1) (略) (2) 要指示医薬品の使用の適正を確保するため、貴管下獣医師に対し次の事項について指導をお願いする。 ア 獣医師が処方箋を交付し、又は指示する場合は、当該処方箋又は指示書(獣医師の指示のあつたこと及びその内容を明らかにした文書をいう。以下同じ。)に、次に掲げる事項を記載し、記名を捺印又は署名をするものとすること。 (ア) ~ (ク) (略) (イ) ~ (キ) (略) (3)・(4) (略) 3 (略)

第6条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて(平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知)の一部を次のように改正する。
別記様式第1号(1)から(3)までの規定中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式(4)中「印」を削る。
別記様式第2号中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記様式第3号中「氏名(法人にあつては、名)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「記載し、押印する」を「記載する」に改める。
別記様式第4号中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記様式第5号中「印」を削る。
別記様式第6号から別記様式第11号までの様式中「印」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別紙2の3の(2)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別紙6の別紙様式5中「印」を削る。
別紙10の別添1及び別添2並びに別紙13の別記様式第10号の別添中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第7条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づく立入検査等関係事務について(平成13年3月30日付け12畜生第1824号農林水産省畜産局長通知)の一部を次のように改正する。
別記様式第1号から別記様式第3号までの様式中「印」及び「平成」を削る。
別記様式第4号及び別記様式第6号中「印」を削る。

(別紙)

第1条 飼料等検査実施要領の制定について（昭和52年5月10日付け52畜B第793号農林省畜産局長通知）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

別記	飼料等の収去等の方法	別記	飼料等の収去等の方法
改正後	改正前	改正前	改正前
I 試料の保管方法	I (略)	I (略)	I 試料の保管方法
II 1・2 (略) 3 保管用試料を保管用封筒に入れた後、検査場所等所要事項を記入するとともに、検査職員及び立会人が記名及び封印を行う。 ただし、Iの1の(4)のイのただし書により保管試料を調製する場合であって、被検査者又はその役職員その他の関係者が保管用封筒の封印に立ち会えない場合には、検査職員が封印するごとにについて被検査者等の同意を得た上で、検査職員が記名及び封印を行う。 4 (略)	II 1・2 (略) 3 保管用試料を保管用封筒に入れた後、検査場所等所要事項を記入するとともに、検査職員及び立会人が記名押印及び封印を行う。 ただし、Iの1の(4)のイのただし書により保管試料を調製する場合であって、被検査者又はその役職員その他の関係者が保管用封筒の封印に立ち会えない場合には、検査職員が封印するごとにについて被検査者等の同意を得た上で、検査職員が記名押印及び封印を行う。	II 1・2 (略) 3 保管用試料を保管用封筒に入れた後、検査場所等所要事項を記入するとともに、検査職員及び立会人が記名押印及び封印を行う。 ただし、Iの1の(4)のイのただし書により保管試料を調製する場合であって、被検査者又はその役職員その他の関係者が保管用封筒の封印に立ち会えない場合には、検査職員が封印するごとにについて被検査者等の同意を得た上で、検査職員が記名押印及び封印を行う。	

第2条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について（昭和56年7月27日付け56畜B第1594号農林水産省畜産局長、水产庁長官通知）の一部を次のように改正する。
 別紙様式中「印」を削る。

第3条 獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について（平成4年9月1日付け4畜A第2259号農林水産省畜産局長通知）の一部を次のように改正する。
 別記様式第1号中「平成」及び「印」を削る。
 別記様式第2号中「平成」及び「印」を削る。
 別記様式第6号中「印」を削る。

第4条 臨床研修診療施設の指定について（平成4年9月21日付け4畜A第2264号農林水産省畜産局長通知）の一部を次のように改正する。
 別記様式第1号から別記様式第3号までの様式中「印」を削る。
 別記様式第4号及び別記様式第5号中「印」及び「平成」を削る。

第5条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律關係事務に係る技術的な助言について（平成12年3月31日付け12畜A第728号農林水産省畜産局長通知）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。